

＝荷捌所利用細則＝

荷捌所の利用については建物及び駐車場の管理規程と共に下記の事項を遵守してください。

- 荷捌作業及び搬出入作業が可能な荷捌所は以下の3箇所です。
 - 南荷捌所（地下1階南側） ※入口：南A入口／出口：東出口
 - 北荷捌所（地下1階北側） ※入口：東入口／出口：西出口
 - サンシャイン60荷捌所（サンシャイン60ビル地下2階） ※全ての出入口より利用可能

尚、荷捌所以外での荷捌作業及び搬出入作業はお断りさせていただきます。
但し、車両の高さが2.1m以下の車両での搬出入については荷捌所以外（地下2・3階一般駐車場）でも作業を行うことができます。

- 荷捌所を利用することができる自動車は次の表に定める基準以下のものです。

場 所	積載量	高さ	長さ	巾	車重
南荷捌所	2 t	2.8 m	6 m	2.5 m	2 t 車
北荷捌所	4 t	3.6 m	9 m	2.5 m	4 t 車
サンシャイン60荷捌所	2 t	2.1 m	6 m	2.5 m	2 t 車

- 荷捌所は終日（毎日）利用可能です。
但し、荷捌所からのエレベーターや館内への入口等が制限される場合があります。
- 館内運搬については必ず人荷用エレベーターを使用してください。
客用エレベーターでの運搬は固くお断りいたします。
- 危険物（発火性・引火性・爆発性のあるもの、その他火気類）、騒音や臭気を発するもの、公序良俗に反するものの持ち込みは固くお断りいたします。
- 駐車禁止場所への駐車は他の車両の通行障害となりますのでご遠慮ください。
- 荷捌作業や搬出入作業により発生した梱包材料・廃材等のゴミは荷捌所に放置せず、必ず各自で持ち帰ってください。
- 荷捌作業及び搬出入作業終了後は速やかに荷捌所より退出してください。
- 駐車場内では係員の指示に従ってください。
- 荷捌所の状態（満車等）により入庫を制限させていただくことがあります。
- 場内での空き車室待ち、待機等はできません。
- 荷捌所利用に際しては他の車両や荷捌作業の妨げにならないようご注意ください。
- 荷捌作業及び搬出入作業に際しては天井、壁面、スプリンクラー、泡消火設備等を損傷しないようご注意ください。
- 荷物運搬用の台車は各自でご用意ください。
- 当方では、商品・その他車両の積載物・荷捌所に放置した納品物件等の事故・盗難に関して一切責任を負いません。

2014年12月制定